

高速増殖炉研究開発センター高速増殖原型炉
もんじゅに係る安全確保等に関する協定書

滋
長
高

賀
浜
島

県
市
市

独立行政法人日本原子力研究開発機構

高速増殖炉研究開発センター高速増殖原型炉もんじゅ に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、長浜市（以下「乙」という。）、高島市（以下「丙」という。）と独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）とは、丁の高速増殖炉研究開発センター高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の保守運営に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丁は、もんじゅの増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丁は、もんじゅの新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丁は、新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）もんじゅ建設工事の進捗状況
- （2）もんじゅの保守運営（試運転を含む。）の状況
- （3）環境放射能測定の実施状況

（異常時における連絡）

第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- （5）もんじゅに故障が発生したとき。
- （6）ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏えいしたとき。
- （7）もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。

- (8) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。
- (9) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (10) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲、乙、丙は、もんじゅ周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員にもんじゅの現地確認をさせることができる。

2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、もんじゅの保守運営に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、もんじゅに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月5日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県長浜市高田町12番34号
長浜市長 藤井 勇治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丁 茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之